店舗の万引きに関する知識および意識と防犯対策の検討

―中四国地方を対象とした店舗調査から―

大久保 智 生¹ ・ 西 村 雅 之² ・ 松 下 昌 明² 松 井 創³ ・ 尾 崎 祐 士⁴ ・ 藤 沢 隆 行⁴ 時 岡 晴 美¹ ・ 岡 田 涼¹

<要 約>

本研究の目的は、中四国地方の店舗の万引きに関する知識および意識と防犯対策について検討することであった。中四国の事業所114店舗を対象としたアンケート調査を実施した。まず、対象店舗を認知件数をもとに、万引きの無い店舗、少ない店舗、多い店舗に分類し、認知件数によって万引きに関する知識および意識と防犯対策が異なるのかについて検討を行った。その結果、万引きの多い店舗ほど万引きに関する知識および意識が高く、防犯対策も行っていることが明らかとなった。次に、万引きに関する知識および意識と防犯対策の関連について検討を行った。その結果、万引きに関する知識のある店舗は万引きに関する意識が高く、防犯対策を実施していることが明らかとなった。

キーワード:万引き、店舗、万引きに関する知識および意識、防犯対策

問題と目的

近年、全国的に万引き犯罪が大きな社会問題となってきている。特に、中四国地方では人口1000人当たりの万引きの認知件数が多い県が集まっていることからも、万引き防止対策は喫緊の課題となっている。中四国地方の万引きの認知件数の多さは、2009年まで全国ワースト1位だった香川県がそうであるように、通報率の高さが原因として考えられる(大久保, 2013)。このように考えると、中四国地方は通報率の低い首都圏などと置かれている状況が異なるため、地域の特性を踏まえた対策の策定が求めら

れる。

万引きに関する先行研究は、日本でも海外でもあまり注意を払われてこなかったため(大久保・堀江・松浦・松永・江村・永富・時岡,2012: Krasnovsky & Lane,1998)、数が多いとはいえないが、店舗を対象とした調査はこれまでにもいくつか行われてきている。例えば、「書店経営」編集部(1998)は書店における万引きの実態調査を行っている。また、全国万引犯罪防止機構(2010)は警察庁と協力して大規模な調査を行っている。しかし、全国万引犯罪防止機構の調査などは必ずしも現場の状況を踏まえた

¹ 香川大学

² 香川県警察

³ あかり総合法律事務所

⁴ 全国警備保障

調査とはなっていないため、調査結果が万引き 防止対策に効果的に活かされているとはいいが たく、店内捕捉を提唱するなど現場の感覚とか い離した対策を推進しているのが現状である。

これに対し、香川県では、人口1000人当たり の万引きの認知件数が2009年まで7年連続全国 ワースト1位であったことをうけ、香川県警察 と香川大学が連携した万引き防止対策事業が立 ち上がり、被疑者や一般の青少年、高齢者、保 護者、店舗などを対象とした様々な調査を行っ てきた(大久保, 2012)。そして、様々な現場 の声を拾いつつ、エビデンスに基づいた万引 き防止対策を提案してきた (大久保・時岡・岡 田、2013)。その結果、地域と連携して、様々 な対策プログラムを実践し、実際に万引きの認 知件数を減らすなど効果をあげてきた(大久保. 2014a)。店舗を対象とした調査では、これま で、万引きの多い店舗の特徴に関する検討(大 久保・堀江・松永・永冨・時岡、2012) や店舗 における効果的な対応や対策に関する検討(大 久保・堀江・松浦・松永・永冨・時岡・江村. 2013)を行ってきたが、万引きに関する知識や 意識が店舗の防犯対策にどのようにつながって いるのかについては検討してこなかった。店舗 の万引きに関する知識の獲得や意識の向上は、 店舗での万引き防止の取り組みを進めていくた めの前提として不可欠であるため、万引きに関 する知識や意識が店舗の防犯対策にどのように 関連しているのかについて検討を行う必要があ る。また、今回の研究では、これまで香川県で 実施してきた調査を研究成果を踏まえて発展さ せることとし、中四国地方の様々な店舗を対象 とした調査を行い、中四国地方の店舗における 万引きの特徴について検討することとする。

本研究では、店舗の万引きに関する知識および意識と防犯対策に焦点を当てて、検討を行うが、大久保・堀江・松永・永富・時岡 (2012) に倣い、まず万引きの認知件数に焦点を当て、認知件数別に店舗を万引きの多い店舗、少ない店舗、万引きの無い店舗に分類した上で検討を行うこととする。ここで認知件数に焦点を当てるのは、万引きは暗数が多く、正確な万引きの

件数が把握しづらいことと全件通報の観点から 認知件数が今後の対策にとって重要となるから である。店舗の万引きに関する知識では、どの ような店が万引きされやすいか、どのようなも のが万引きされやすいか、どのような場所が万 引きされやすいか、万引きするとどのような手 順で犯人の措置がとられるか、万引きが強盗に なるのはどのような場合かなどを知っているか という知識の観点から検討を行う。店舗の万引 きに関する意識では、店舗が万引きをどのよう に捉えているのかという万引きへの意識、万引 き対策をどのように捉えているのかという対策 への意識の観点から検討を行う。防犯対策につ いては、大久保・堀江・松浦・松永・永冨・時岡・ 江村(2013)と同様に、客の観察、声かけ、店 員数の強化、店員への教育、万引き防止対策マ ニュアル、警備員の配置、警察の立ち寄り、万 引き防止の貼り紙、防犯カメラ、防犯ミラー、 陳列の工夫、防犯機器の導入の観点から検討す

以上を踏まえ、本研究では中四国地方の店舗を対象にアンケート調査を行い、店舗の万引きに関する知識および意識と防犯対策について明らかにすることを目的とする。具体的には、まず、店舗を万引きの無い店舗、少ない店舗、多い店舗に分類し、万引きに関する知識および意識、防犯対策について明らかにする。その後、万引きに関する知識および意識と防犯対策の関連について明らかにする。

方法

調査対象

2013年に中四国の事業所114店舗を対象としたアンケート調査を実施した。

調査内容

①万引きの実態:万引きの実態については、全国万引犯罪防止機構(2010)の調査と大久保・堀江・松浦・松永・永富・時岡・江村(2013)の調査を参考に、1年間の万引きの件数、捕捉の意思、警察への通報、再犯者の割合、万引き被害への弁償の各項目について尋ねた。回答形式は、捕捉の意思では「捕まえていない」(1点)

から「捕まえている」(4点)の4件法、警察への通報では「通報しない」(1点)、「どちらともいえない」(2点)、「通報する」(3点)の3件法、再犯者の割合では「少ない」(1点)、「どちらともいえない」(2点)、「多い」(3点)の3件法、万引き被害への弁償では「弁償させていない」(1点)、「どちらともいえない」(2点)、「弁償させている」(3点)の3件法で尋ねた。

②万引きに関する知識:万引きに関する知識については、大久保・杉本・時岡・常田・西原(2012)の調査を参考に、「どんな店が万引きされやすいか」、「どんな場所が万引きされやすいか」、「万引きをするとどういう手順で犯人の措置がとられるか」、「万引きが強盗になるのはどのような場合か」について尋ねた。回答形式は「知らない」(0点)と「知っている」(1点)の2件法で尋ねた。この得点を合計し、万引きに関する知識とした。

③万引きへの意識:万引きへの意識については、全国万引犯罪防止機構(2010)の調査と大久保・堀江・松永・永富・時岡(2012)を参考に、「万引きは青少年の健全な育成の面から、許されない問題である」、「万引きは、法律上、許されない問題である」、「万引きは、(店にとって経営上の)死活問題である」、「万引きは、想定の範囲内の問題(廃棄と同様に扱える範囲の問題)である」の各項目について尋ねた。回答形式は「そう思わない」(1点)、「どちらともいえない」(2点)、「そう思う」(3点)の3件法で尋ねた。

④万引き対策への意識:万引き対策への意識については、大久保・岡田・時岡・堀江・松下・高橋・尾崎・藤沢(2013)の調査を参考に、レイアウトの変更、店員教育プログラムの必要性、未然防止のための店内声かけの推進、被害届提出の面倒さ、万引きに対する責任感について尋ねた。回答形式は、レイアウトの変更では「変えたくない」(1点)から「変えてもよい」(4点)の4件法、店員教育プログラムの必要性では「必要でない」(1点)から「必要である」(4点)の4件法、未然防止のための店内声かけの推進

では「しないほうがよい」 (1 ± 1) から「したほうがよい」 (4 ± 1) の 4 件法、被害届提出の面倒さでは「面倒ではない」 (1 ± 1) から「面倒である」 (4 ± 1) の 4 件法、万引きに対する責任感では「感じない」 (1 ± 1) から「感じる」 (4 ± 1) の 4 件法で尋ねた。

⑤防犯対策:防犯対策については、全国万引 犯罪防止機構(2010)の調査や「万引きをしない・ させない | 社会環境づくりと規範意識の醸成に 関する調査研究委員会(2009)の調査、大久保・ 堀江・松浦・松永・永冨・時岡・江村 (2013) の調査を参考に、声かけ、客の観察、店員への 教育、保安員の配置、万引き防止対策マニュア ルの有無、陳列の工夫、死角の認識、防犯カメ ラ、万引き防止の貼り紙、防犯ミラー、防犯機 器、制服警備員の配置、警察の立ち寄り、地域 ボランティアの立ち寄りの各項目について尋ね た。回答形式は、声かけ、客の観察、店員への 教育では「していない」(1点)、「どちらとも いえない」(2点)、「している」(3点)の3件 法で尋ねた。保安員の配置、万引き防止対策マ ニュアルの有無、陳列の工夫、死角の認識、防 犯カメラ、万引き防止の貼り紙、防犯ミラー、 防犯機器、制服警備員の配置、警察の立ち寄 り、地域ボランティアの立ち寄りでは「してい ない」や「ない」(0点)、「している」や「ある」(1 点)の2件法で尋ねた。

結果と考察

店舗の分類と万引きの認知件数別の店舗の万引 きの実態の検討

大久保・堀江・松永・永富・時岡(2012)に倣い、年間で万引きの認知件数が0件の店舗を万引きが無い店舗、年間で万引きの認知件数が1~6件の店舗を万引きが少ない店舗、年間で万引きの認知件数が7件以上の店舗を万引きが多い店舗とした。

万引きの認知件数別の店舗の万引きの実態について検討するため、店舗の万引きの認知件数(0件、 $1\sim6$ 件、7件以上)を独立変数とした一要因の分散分析を行った(Table 1)。捕捉の意思(F(2,58)=5.478, p<.01)において3群

1991 C 19						
	万引き無店舗	万引き少店舗	万引き多店舗	F値		
捕捉の意思	1.900 (1.287)	2.407 (1.279)	3.250 (1.073)	5.478 **		
警察への通報	2.786 (.426)	2.346 (1.056)	2.708 (.690)	1.784		
再犯者の割合	2.286 (.488)	2.000 (.795)	2.227 (.612)	.765		
万引き被害への弁償	2.200	2.300	2.476	.365		

カッコ内は標準偏差

 $^{**}p < .01$

間に有意差が認められたので、Tukey法による 多重比較を行った。捕捉の意思では、多い店舗 が少ない店舗と無い店舗よりも有意に得点が高 かった。

以上の結果から、万引きの多い店舗では捕捉の意思が強いことが明らかとなった。これは、万引きが多いと、被害を減らすためにも万引き犯を捕捉する意思が強くなるためであると考えられる。また、店舗の警察への通報は平均すると3件法で2.63であることから、非常に高いことが明らかとなった。

万引きの認知件数別の店舗の万引きに関する知 識および意識の検討

万引きの認知件数別の店舗の万引きに関す る知識および意識について検討するため、店 舗の万引きの認知件数(0件、1~6件、7 件以上)を独立変数とした一要因の分散分析を 行った (Table 2, Table 3)。万引きに関する知 識 (F(2,69) = 4.297, p < .05) において3群間に 有意差が認められたので、Tukev法による多重 比較を行った。万引きに関する知識では、多い 店舗が無い店舗よりも有意に得点が高かった。 また、万引き対策への意識のレイアウトの変更 (F(2,68) = 3.417, p < .05)、店員教育プログラ ムの必要性 (F(2,66) = 7.985, p < .01)、未然防 止のための店内声かけの推進 (F(2.66) = 4.880.p<.05) において3群間に有意差が認められた ので、Tukev法による多重比較を行った。レイ アウトの変更では、多い店舗が無い店舗よりも 有意に得点が高かった。店員教育プログラムの

必要性では、多い店舗と少ない店舗が無い店舗 よりも有意に得点が高かった。未然防止のため の店内声かけの推進では、無い店舗が多い店舗 よりも有意に得点が高かった。

以上の結果から、万引きの多い店舗では、万 引きに関する知識を有していることが明らかと なった。このことは万引きが多く、万引き対応 の経験も多いため、万引きに関する知識を身に つけていったのだと推測される。また、万引き の多い店舗ほど、対策への意識も高いことが明 らかとなった。このことから、万引きが多いた めに対策を行わざるを得ず、対策への意識も高 くなっていることが示唆された。ただし、万引 きの多い店舗では、未然防止のための店内声か けの推進については求めていないことも示唆さ れた。一方、万引きの無い店舗では対策が行わ れておらず、対策への意識が低いことから、万 引きの無い店舗で万引きが起きた場合の対策や 店舗の防犯意識を高めるようなプログラムの必 要性が示唆された。

万引きの認知件数別の店舗の防犯対策の検討

万引きの認知件数別の店舗の防犯対策について検討するため、店舗の万引きの認知件数 $(0 \, \text{件}, 1 \sim 6 \, \text{件}, 7 \, \text{件以上})$ ごとの防犯対策 の各項目の回答の割合を算出し、カイ二乗検 定を行った (Table 4)。その結果、保安員の配置 $(\chi^2(2) = 15.571, p < .001)$ 、万引き防止対策マニュアル $(\chi^2(2) = 10.551, p < .01)$ 、死角の認識 $(\chi^2(2) = 7.853, p < .05)$ 、防犯カメラ $(\chi^2(2) = 11.096, p < .01)$ 、万引き防止の貼り

Table 2 万引きの認知件数別の万引きに関する知識と万引きへの意識の平均値と分散分析結果

	万引き 無店舗	万引き 少店舗	万引き 多店舗	F値
万引きに関する知識	2.000 (1.927)	3.000 (1.687)	3.522 (1.702)	4.297 *
万引きは、青少年の健全な育成の面から、	2.905	2.926	2.917	.033
許されない問題である	(.301)	(.267)	(.282)	
万引きは、法律上、許されない問題である	2.952 (.218)	2.926 (.267)	2.833 (.482)	.771
万引きは、(店にとって経営上の) 死活問題	2.650	2.630	2.958	2.331
である	(.671)	(.742)	(.204)	
万引きは、想定の範囲内の問題 (廃棄と同様	1.810	1.519	1.417	1.519
に扱える範囲の問題) である	(.814)	(.802)	(.717)	

カッコ内は標準偏差

p < .05

Table 3 万引きの認知件数別の万引き対策への意識の平均値と分散分析結果

	万引き無店舗	万引き少店舗	万引き多店舗	F値
レイアウトの変更	1.900 (.852)	2.296 (.953)	2.625 (.924)	3.417 *
店員教育プログラムの必要性	2.368 (1.065)	3.115 (.766)	3.375 (.711)	7.985 **
未然防止のための店内声かけの推進	3.526 (.612)	3.231 (.863)	2.625 (1.279)	4.880 *
被害届提出の面倒さ	2.100 (1.119)	2.407 (1.047)	1.958 (1.197)	1.074
万引きに対する責任感	2.850 (.988)	3.444 (.847)	3.333 (.868)	2.730

カッコ内は標準偏差

p < .05, p < .01

紙 $(\chi^2(2) = 18.898, p < .001)$ 、防犯ミラー $(\chi^2(2) = 11.290, p < .01)$ 、防犯機器の導入 $(\chi^2(2) = 9.210, p < .05)$ 、制服警備員の配置 $(\chi^2(2) = 10.305, p < .01)$ において、有意差が認められた。保安員の配置、制服警備員の配置では、万引きの少ない店舗でない割合が高く、万引きの多い店舗である割合が高かった。万引き防止マニュアル、防犯カメラ、万引き防止の貼り紙、防犯ミラー、防犯機器の導入では、万引きの無い店舗でない割合が高く、万引きの多い店舗である割合が高かった。死角の認識では、万引きの無い店舗でしていない割合が高かった。

声かけ、客の観察、店員への教育については、店舗の万引きの認知件数(0件、1~6件、

7件以上)を独立変数とした一要因の分散分析を行った(Table 5)。声かけ(F(2,70)=5.530、p<.01)、客の観察(F(2,70)=4.166、p<.05)、店員への教育(F(2,69)=4.512、p<.05)において3群間に差が認められたので、Tukey法による多重比較を行った。声かけでは、多い店舗が無い店舗よりも有意に得点が高かった。客の観察では、少ない店舗が無い店舗よりも有意に得点が高かった。店員への教育では、多い店舗が無い店舗よりも有意に得点が高かった。

以上の結果から、万引きの多い店舗ほど防犯 対策を行っていることが明らかとなった。この ことから、万引きの多い店舗では様々な対策が とられているという大久保・堀江・松永・永富・

		万引き無店舗		万引き少店舗		万引き多店舗	
保安員の配置	ない	21	(95.5)	27	(100.0)	15	(65.2)
体女員の配直	ある	1	(4.5)	0	(0.0)	8	(34.8)
万引き防止対策マニュアル	ない	21	(95.5)	23	(85.2)	14	(58.3)
	ある	1	(4.5)	4	(14.8)	10	(41.7)
陳列の工夫	していない	11	(52.4)	10	(37.0)	5	(20.8)
陳列· 万 工大	している	10	(47.6)	17	(63.0)	19	(79.2)
死角の認識	していない	8	(38.1)	3	(11.1)	2	(8.7)
グU 円 V 7 1 記 m 以	している	13	(61.9)	24	(88.9)	21	(91.3)
防犯カメラ	ない	18	(81.8)	16	(59.3)	8	(33.3)
	ある	4	(18.2)	11	(40.7)	16	(66.7)
万引き防止の貼り紙	ない	21	(95.5)	15	(55.6)	8	(33.3)
刀引き例正の組り取	ある	1	(4.5)	12	(44.4)	16	(66.7)
防犯ミラー	ない	22	(100.0)	23	(85.2)	15	(62.5)
 	ある	0	(0.0)	4	(14.8)	9	(37.5)
防犯機器の導入	ない	20	(90.9)	22	(81.5)	13	(54.2)
内化核命の等人	ある	2	(9.1)	5	(18.5)	11	(45.8)
制服警備員の配置	ない	20	(90.9)	27	(100.0)	17	(70.8)
型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型	ある	2	(9.1)	0	(0.0)	7	(29.2)
敬宛の立と失 h	ない	20	(90.9)	22	(81.5)	19	(79.2)
警察の立ち寄り	ある	2	(9.1)	5	(18.5)	5	(20.8)
ボランティアの立ち寄り	ない	21	(95.5)	26	(96.3)	21	(87.5)
ボフィアイナの立ら奇り	ある	1	(4.5)	1	(3.7)	3	(12.5)

カッコ内はパーセント

Table 5 万引きの認知件数別の万引き防止対策の平均値と分散分析結果

	万引き無店舗	万引き少店舗	万引き多店舗	F値
声かけ	2.000 (.976)	2.444 (.751)	2.750 (.532)	5.530 **
客の観察	2.045 (.899)	2.630 (.565)	2.417 (.654)	4.166 *
店員への教育	1.762 (.889)	2.037 (.808)	2.458 (.658)	4.512 *

カッコ内は標準偏差

p < .05, p < .01

時間(2012)の調査と同様の結果が本研究においても得られたといえる。当然のことながら、万引きが多ければ様々な防犯対策をとらざるを得なくなるといえる。逆に、万引きの無い店舗では防犯対策をあまり行っていないことも明らかとなった。万引きの無い店舗では、必ずしも防犯対策を行う必要はないとされているのだろうが、いったん万引きされ始めると被害が大き

くなる可能性もあることから、死角の認識など 普段からできる防犯対策を行う必要があるとい える。

万引きに関する知識および意識と防犯対策の関 連の検討

万引きに関する知識および意識と防犯対策の 関連について検討するため、相関係数を算出 した(Table 6)。その結果、万引きに関する知

Table 6 万引きに関する知識、万引きへの意識、万引き対策への意識、防犯対策の関連

	I	П	III	IV	V	VI
I 万引きに関する知識						
万引きへの意識						
	.129					
Ⅲ 万引きは、法律上、許されない問題である	.248 **	.535 ***				
Ⅳ 万引きは、(店にとって経営上の) 死活問題である	.105	.246 **	.255 **			
V 万引きは、想定の範囲内の問題 (廃棄と同様に扱 える範囲の問題) である	.014	081	059	436 ***		
対策への意識						
VI レイアウトの変更	.001	.174	.149	.193 *	.053	
Ⅲ 店員教育プログラムの必要性	.287 **	.454 ***	.163	.325 **	104	.401 ***
₩ 未然防止のための店内声かけの推進	167	.077	.078	.078	.031	056
IX 被害届提出の面倒さ	262 **	.059	147	083	.118	024
X 万引きに対する責任感	.137	.104	.165	.137	063	.235 *
防犯対策						
X I 声かけ	.348 ***	.174	.318 **	.249 **	202 *	019
XII 客の観察	.321 **	.252 **	.293 **	.225 *	088	.122
XⅢ 店員への教育	.370 ***	.177	.109	.256 **	204 *	.005
	VII	VIII	IX	X	XI	XII
I 万引きに関する知識						
万引きへの意識						
Ⅱ 万引きは、青少年の健全な育成の面から、許され						
ない問題である						
Ⅲ 万引きは、法律上、許されない問題である						
Ⅳ 万引きは、(店にとって経営上の)死活問題である						
V 万引きは、想定の範囲内の問題(廃棄と同様に扱						
える範囲の問題) である						
対策への意識						
VI レイアウトの変更						
W 店員教育プログラムの必要性						
₩ 未然防止のための店内声かけの推進	045					
IX 被害届提出の面倒さ	.091	.089				
X 万引きに対する責任感	.343 ***	.107	.061			
防犯対策						
XI 声かけ	.369 ***	241 *	066	.258 **		
X II 客の観察	.426 ***	097	100	.237 *	.552 ***	
A II 合り既宗	.420	.031	.100	.201	.552	

p < .05, p < .01, p < .01

識は、万引きへの意識の「万引きは法律上、許されない問題である」(r = .248, p < .01)、対策への意識の店員教育プログラムの必要性 (r = .287, p < .01)、被害届提出の面倒さ (r = .262, p < .01)、防犯対策の声かけ (r = .348, p < .001)、客の観察 (r = .321, p < .01)、店員への教育 (r = .370, p < .001) と関連していた。万引きへの意識の「万引きは青少年の健全な育成の面から、許されない問題である」は、万引きへの意識の「万引きは法律上、許されない問題である」(r = .535, p < .001)、「万引きは(店にとって経営上の)死活問題である」(r = .246, p < .001)

p<.01)、対策への意識の店員教育プログラムの必要性 (r = .454, p<.001)、防犯対策の客の観察 (r = .252, p<.01)と関連していた。万引きへの意識の「万引きは法律上、許されない問題である」は、万引きへの意識の「万引きは(店にとって経営上の)死活問題である」 (r = .255, p<.01)、防犯対策の声かけ (r = .318, p<.01)、客の観察 (r = .293, p<.01)と関連していた。万引きへの意識の「万引きは(店にとって経営上の)死活問題である」は、万引きへの意識の「万引きは(店にとって経営上の)死活問題である」は、万引きへの意識の「万引きは想定の範囲内の問題 (p) 棄と同様に扱える範囲の問題)である」 (r = .255, p

-.436, p<.001)、対策への意識のレイアウト の変更 (r = .193, p < .05)、店員教育プログラ ムの必要性 (r = .325, p < .01)、防犯対策の声 かけ (r = .249, p < .01)、客の観察 (r = .225, p <.05)、店員への教育 (r = .256, p < .01) と関 連していた。万引きへの意識の「万引きは想定 の範囲内の問題 (廃棄と同様に扱える範囲の問 題) である | は、防犯対策の声かけ (r = -.202. p < .05)、店員への教育 (r = -.204, p < .05) と 関連していた。対策への意識のレイアウトの変 更は、対策への意識の店員教育プログラムの必 要性 (r = .401, p < .001)、万引きに対する責任 感 (r = .235, p < .05) と関連していた。対策へ の意識の店員教育プログラムの必要性は、対策 への意識の万引きに対する責任感 (r = .343, p <.001)、防犯対策の声かけ(r=.369, p<.001)、 客の観察 (r = .426, p < .001)、店員への教育 (r =.347, p<.001) と関連していた。対策への意 識の未然防止のための店内声かけの推進は、防 犯対策の声かけ (r = -.241, p < .05) と関連し ていた。対策への意識の万引きに対する責任 感は、防犯対策の声かけ (r = .258, p < .01)、 客の観察 (r = .237, p < .05) と関連していた。 防犯対策の声かけは、客の観察 (r = .552, p <.001)、店員への教育 (r = .430, p < .001) と 関連していた。防犯対策の客の観察は、店員へ の教育 (r = .353, p < .001) と関連していた。

以上の結果から、万引きに関する知識は、万引きへの意識、万引き対策への意識、防犯対策と関連していることが明らかとなった。特筆すべきは、万引きの知識がある店舗ほど、万引きは許されない問題であると考え、店員教育の必要性を感じ被害届の提出を面倒であると感でであるとである。つまり、万引きに関する意識がある店舗は万引きに関する意識が高く、防犯対策を実施しているため、知識を獲得できるような取り組みが必要であるといえる。 逆に、想定内の範囲の問題であると考えているような意識の低い店舗ほど、防犯対策に消極的であるといえる。

まとめと今後の課題

本研究では中四国地方の店舗を対象に調査を 行い、万引きに関する知識および意識と防犯対 策について検討することを目的とした。まず、 対象店舗を認知件数をもとに、万引きの無い店 舗、少ない店舗、多い店舗に分類を行い、万引 きの認知件数によって万引きに関する知識およ び意識と防犯対策が異なるのかについて検討を 行った。その結果、万引きの多い店舗ほど万引 きに関する知識および意識が高く、防犯対策も 行っていることが明らかとなった。次に、万引 きに関する知識および意識と防犯対策の関連に ついて検討を行った。その結果、万引きに関す る知識のある店舗は万引きに関する意識が高 く、防犯対策を実施していることが明らかと なった。

中四国地方を対象とした本研究では、万引きの多い店舗では捕捉の意思が強く、万引きが起きた際に警察への通報を行う店舗が非常に多かった。こうした結果を踏まえると、首都圏などでは万引きが多くても通報率が低く、万引き対応における警察への信頼も非常に低いことから、非常に暗数が多いと推測されるが、中四国地方では、警察へ通報する割合が高いため、暗数が少ないと推測される。つまり、中四国地方の認知件数の多さの原因と考えられる高い通報率は、万引き対応における店舗の警察への信頼の高さとも考えられることから、一概に中四国地方において万引きが多いとは結論付けることができないといえる。

本研究では、万引きが多い店舗ほど万引きに関する知識および意識が高く、防犯対策も行っていることが明らかとなった。これは、万引きが多くなればなるほど、様々な防犯対策をとらざるを得なくなる現状を反映しており、効果的な対策がとれていないことを示しているともいえる。万引きの多い店舗の店長などは意識が高いといえるが、大久保・堀江・松浦・松永・永冨・時岡・江村(2013)では、万引きの多い店舗では、アルバイトやパートなどの店員の意識が低いことが明らかとなっている。したがって、こうした店長などを含む社員とアルバイト・パートとの

温度差をどのように埋めていくのかが今後求められるといえる。また、本研究では、万引きが多い店舗ほど店内声かけの推進を求めていないことが示唆されたが、これは万引きが多い店舗ほど捕捉に関心が向いており、未然防止や予防の観点がないことを意味しているといえる。今後は、万引きにおける未然防止や予防の観点の重要性を店舗に説いていく必要があるといえる。

さらに、本研究では、万引きに関する知識の 獲得が、万引きに関する意識の向上や防犯対策 につながっていることが明らかとなった。この ことからも防犯対策を行う際には、まず万引き に関する知識の獲得や意識の向上を前提とした 取り組みを行うことが必要であるといえる。特 に、万引きに関する正しい知識がないと、的外 れな対策を行っていく可能性もあるため、正し い知識を獲得できるような教育などが今後求め られるといえる。

今後の課題としては、2つ挙げられる。1点目は対象の問題である。今回、中四国地方の店舗を対象として調査を行ったが、明確に通報率が高いことを示すためには、大都市圏も含めた店舗の調査も必要であろう。特に、通報したがらない大都市圏の店舗は万引き被害を拡大させていくため、大都市圏における通報の意思と被害の関係について明らかにしていく必要があるだろう。

2点目は、今後の展開の問題である。今後は店舗での万引きの対応だけでなく、万引きの予防も重要となるため、どのような予防法が効果的であるかを実証し、また、どのような予防法が時間的、経済的ロスが少ない中で実施可能なのかを考え、方策を提案していく必要があるといえる。その際には、Felson (2002) の日常活動理論の観点も踏まえ、万引き防止の方策を考えていくことが求められるだろう。

付記

本研究は、山陽放送学術文化財団の研究助成を受けており、山陽放送学術文化財団リポート (大久保, 2014b) で発表した内容を再分析し、 まとめたものである。

引用文献

Felson, M. 2002 Crime and everyday life (3rd ed.). Prince Forge, Inc. 森山正 (監訳) 2005 日常生活の犯罪 学 日本評論社

Krasnovsky, T. & Lane, R. C. 1998 Shoplifting: A review of the literature. Aggression and Violent Behavior, 3, 219–235.

「万引きをしない・させない」社会環境づくりと規範 意識の醸成に関する調査研究委員会 2009 万引 きに関する調査研究報告.

大久保智生 2012 青少年の万引きに対する規範意識:香川県子ども安全・安心万引き防止事業の取り組みから 青少年問題,646,44-47.

大久保智生 2013 香川県における万引き防止対策 に関する一考察 心理科学, 34, 39-52.

大久保智生 2014a 香川県における万引き防止の取 組:万引き認知件数全国ワースト1位からの脱却 刑政, 125(10), 12-23.

大久保智生 2014b 中四国地方における万引き防止 対策に関する研究 山陽放送学術文化財団リポート、58、1-4、

大久保智生・堀江良英・松浦隆夫・松永祐二・江村早紀・ 永富太一・時岡晴美 2012 万引き被疑者におけ る万引きに関する心理的要因間の関連の検討:家 族および友人関係と攻撃性が万引きの心理に及ぼ す影響 子育て研究, 2, 13-20.

大久保智生・堀江良英・松浦隆夫・松永祐二・永富 太一・時岡晴美・江村早紀 2013 店舗における 万引きの実態と万引きへの対応と防止対策の検討: 香川県内の店長と店員を対象とした聞き取り調査 から 法と心理, 13, 112-125.

大久保智生・堀江良英・松永祐二・永冨太一・時岡 晴美 2012 万引きの多い店舗はどのような特徴 があるのか:万引き防止対策に関する店舗調査か ら 香川大学教育学部研究報告, 138, 11-21.

大久保智生・岡田涼・時岡晴美・堀江良英・松下昌明・ 高橋護・尾崎祐士・藤沢隆行 2013 万引き防止 対策におけるエビデンスに基づく社会的実践サイ クル:店舗および店内保安員の調査結果に基づく未 然防止のための店内声かけマニュアルの作成とそ の実施 香川大学教育学部研究報告,139,35-51. 大久保智生・杉本ゆか・時岡晴美・常田美穂・西原 和代 2012 保護者は子どもの万引きをどのようにとらえているのか:保護者の万引きに関する心理的要因の検討 香川大学教育実践総合研究, 25, 69-79.

- 大久保智生・時岡晴美・岡田涼 2013 万引き防止 対策に関する調査と社会的実践:社会で取り組む 万引き防止 ナカニシヤ出版
- 大久保智生・時岡晴美・岡田涼・尾崎祐士・藤沢隆行・ 堀江良英・松下昌明・高橋護 2013 店内保安員 における万引きへの意識と万引きに対する態度の 検討:効果的な万引き対策の実践のために 香川 大学教育学部研究報告, 139, 27-34.
- 「書店経営」編集部編 1998 書店のための万引防止 読本 メディアパル
- 全国万引犯罪防止機構 2010 第5回全国小売業万 引被害実態調査報告書